

JILPT 資料シリーズ

No. 67 2010年 3 月

# 政労使三者構成の政策検討に係る 制度・慣行に関する調査

— ILO・仏・独・蘭・英・EU 調査 —



政労使三者構成の政策検討に係る  
制度・慣行に関する調査  
— I L O ・ 仏 ・ 独 ・ 蘭 ・ 英 ・ E U 調査 —

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

## ま え が き

本報告書は、ILO条約やヨーロッパ諸国の労働立法過程における三者構成原則のあり方を確認することを目的として、厚生労働省の要請を受け、当機構が行った「政労使三者構成の政策検討に係る制度・慣行に関する調査」の結果をとりまとめたものである。調査対象はフランス、ドイツ、オランダ、イギリスの4カ国とILO、EUの2国際機関である。

調査では、ILOにおいて三者構成主義がすべての場面に適用される根本原理であることを確認した上で、各国の政（公）労使三者構成制度の有無について調べるとともに、三者構成による協議機関の設置や労使からの意見聴取を義務づけているILO第26号条約（最低賃金決定制度条約）、第88号条約（職業安定組織構成条約）、第144号条約（国際労働基準の実現促進のための三者間協議条約）などを取り上げ、これら条約の批准状況、批准国における「協議機関の設置」や「労使からの意見聴取」の実態を把握することに努めた。

この結果、具体的な実施方法は異なるものの、いずれの国においてもILO条約の規定にしたがって、何らかの形で協議機関の設置や、労使からの意見聴取を実施していることが明らかになった。

労働分野における立法システムのあり方について、数年来、わが国においてさまざまな議論が行われている。こうした議論に対し、本報告書が参考となれば幸いである。

2010年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 稲 上 毅

## 執筆担当者（執筆順）

| 氏名                    | 所属                   | 担当     |
|-----------------------|----------------------|--------|
| はまぐち けいいちろう<br>濱口 桂一郎 | 労働政策研究・研修機構 統括研究員    | 序章・第6章 |
| あごう しんいち<br>吾郷 眞一     | 九州大学大学院法学研究院 教授      | 第1章    |
| まちだ あつこ<br>町田 敦子      | 労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐  | 第2章    |
| いいた けいこ<br>飯田 恵子      | 労働政策研究・研修機構 研究交流課長補佐 | 第3章    |
| みずしま じろう<br>水島 治郎     | 千葉大学大学院人文社会科学部 教授    | 第4章    |
| ひぐち ひでお<br>樋口 英夫      | 労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐  | 第5章    |

# 目 次

まえがき

|   |    |
|---|----|
| 序章  | 1  |
| 第1節 労働立法過程における三者構成原則をめぐる政府内部における議論の提起...  | 1  |
| 第2節 労働研究における三者構成原則についての議論の展開.....         | 2  |
| 第3節 日本における三者構成原則の展開.....                  | 4  |
| 第1章 ILO.....                              | 7  |
| 第1節 ILOと三者構成主義.....                       | 7  |
| 第2節 憲章上に規定された三者構成主義.....                  | 7  |
| 第3節 一般性のある条約.....                         | 9  |
| 第4節 特定の事柄に関する条約.....                      | 11 |
| 第5節 結語.....                               | 12 |
| 第2章 フランス.....                             | 13 |
| 第1節 労働分野における政策決定の概要.....                  | 13 |
| 第2節 政策決定における政労使三者構成機関の制度と役割.....          | 17 |
| 第3章 ドイツ.....                              | 27 |
| 第1節 労働分野における政策決定の概要.....                  | 27 |
| 第2節 政策決定における政労使三者構成機関の制度と役割.....          | 31 |
| 第3節 まとめ.....                              | 37 |
| 第4章 オランダ.....                             | 39 |
| 第1節 労働・雇用関連立法過程における公労使三者構成制度：社会経済協議会..... | 39 |
| 第2節 労働・雇用関連の政策過程と政労使三者協議：労働協会.....        | 43 |
| 第3節 議会における立法過程.....                       | 47 |
| 第4節 終りに.....                              | 49 |
| 第5章 イギリス.....                             | 51 |
| 第1節 労働分野における政策決定の概要.....                  | 51 |
| 第2節 政策決定における政労使三者構成機関の制度と役割.....          | 52 |
| 第3節 その他.....                              | 56 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第6章 EU .....                 | 59 |
| 第1節 労使立法システムの形成.....         | 59 |
| 第2節 労使立法システムの展開.....         | 61 |
| 第3節 非典型労働をめぐる労使立法の展開.....    | 62 |
| 第4節 EU レベル自律協約の法的性質と問題点..... | 64 |

#### 各国比較表

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 労働分野に係る政策立案過程（各国比較） .....     | 67 |
| 政（公）労使三者構成に関する制度表（各国比較） ..... | 68 |

#### 参考資料

|                |    |
|----------------|----|
| ILO について ..... | 73 |
| EU について.....   | 75 |